

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

目 次

◇規 則

- 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(高齢者対策課)
- 鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則(児童家庭課)
- 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(医務課)
- 鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則(商工指導課)
- 鳥取県立高等技術専門学校規則の一部を改正する規則(労政・能力開発課)
- 鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則(農村整備課)
- 河川法施行細則の一部を改正する規則(河川課)
- 道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則(交通企画課)
- 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課)

◇公安規則

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

一 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正

1 平成三年七月一日以後に入寮した者に係る使用料の改正(別表関係)

対象収入額による区分のうち十七階層及び十八階層に該当することとなる対象収入額の範囲並びにこれらの階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

階 層	対 象 収 入 額		金 額 (一 人 月 額)	
	現 行	改 正 後	大居室を使用する場合	小居室を使用する場合
十八階層	三、五一六、七二円以上	三、六三九、一二二円以上	一三八、五一〇円 一四三、二二〇円	一三七、五一〇円 一四二、二二〇円
十七階層	三、〇〇〇、〇〇〇円以上 三、五一六、七二円以下	三、〇〇〇、〇〇〇円以上 三、六三九、一二〇円以下	一三七、八三〇円 一四二、五三〇円	一三六、八三〇円 一四一、五三〇円

2 平成三年七月一日前に入寮した者に係る使用料の改正 (附別表関係)

経済的事情による区分のうちD階層に該当することとなる対象収入額の範囲を三、六三九、一二二円以上(現行三、五一六、七二円以上)とするとともに、C十階層及びD階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

階 層	金 額 (一 人 月 額)	
	大居室を使用する場合	小居室を使用する場合
C十階層	現 行 一三七、八三〇円 改 正 後 一四二、五三〇円	現 行 一三六、八三〇円 改 正 後 一四一、五三〇円
D階層	現 行 一三八、五一〇円 改 正 後 一四三、二二〇円	現 行 一三七、五一〇円 改 正 後 一四二、二二〇円

二 鳥取県立福原荘管理規則の一部改正

1 平成三年七月一日以後に入所した者に係る使用料の改正 (別表関係)

対象収入額による区分のうち十七階層及び十八階層に該当することとなる対象収入額の範囲並びにこれらの階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

階 層	対 象 収 入 額		金 額 (一)		人 月 額	
	現 行	改 正 後	大居室を使用する場合	小居室を使用する場合	現 行	改 正 後
十七階層	三、〇〇〇、〇〇〇円以上 三、五一六、七二〇円以下	三、〇〇〇、〇〇〇円以上 三、六三九、一二〇円以下	現 行 一三七、八三〇円 改 正 後 一四二、五三〇円	現 行 一三六、八三〇円 改 正 後 一四一、五三〇円	現 行 一三六、八三〇円	改 正 後 一四一、五三〇円
十八階層	三、五一六、七二二円以上	三、六三九、一二二円以上	一三八、二二〇円 一四二、九二〇円	一三七、二二〇円 一四一、九二〇円	一三七、二二〇円	一四一、九二〇円

2 平成三年七月一日前に入所した者に係る使用料の改正(附則別表関係)

経済的事情による区分のうちD階層に該当することとなる対象収入額の範囲を三、六三九、一二二円以上(現行三、五一六、七二二円以上)とするとともに、C十階層及びD階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

階 層	金 額 (一)		人 月 額	
	大居室を使用する場合	改 正 後	現 行	改 正 後
C十階層	一三七、八三〇円	一四二、五三〇円	一三六、八三〇円	一四一、五三〇円
D階層	一三八、二二〇円	一四二、九二〇円	一三七、二二〇円	一四一、九二〇円

三 この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

一 自動販売機による図書類の販売の届出等に係る手続き等(第

二条、様式第一号様式第三号関係)

1 自動販売機により図書類を販売しようとするときの届出は、販売届を提出して行うものとする。

2 1の届出に係る事項について変更があったとき又は変更しようとするときの届出は、変更届を提出して行うものとする。

3 自動販売機による図書類の販売を廃止したときの届出は、廃止届を提出して行うものとする。

4 1又は2の届出に係る自動販売機に表示する事項は、次に掲げるとおりとすることとした。

(一) 図書類の販売を業とする者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(二) 自動販売機の設置場所

(三) 自動販売機の設置年月日

二 施行期日

この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 自動車損害賠償保障法の規定による損害賠償の対象となる療養の給付等に係る使用料の額は、十五円(現行十円)に健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に規定する点数を乗じて算定した額とすることとした。(第二条 関係)

二 この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則

一 県が金融機関に中小企業設備近代化金融資金を貸し付ける場合の条件を次のように改めることとした。(別表関係)

事業の種類	貸付対象者	貸付金の限度額	
		現行	改正後
中小企業等協同組合等が組合員のために共同設備を設置するため土地を取得する等の事業	商店街振興組合法等により設立された組合又は連合会	三千万円	五千万円
中小企業者が公害の防止のための設備を設置する事業	その他の中小企業者	四千万円	五千万円
中小企業者が資源又はエネルギーの有効利用を図るための設備を設置する事業	その他の中小企業者	三千万円	五千万円
		五千万円	七千万円

二 施行期日等

1 この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県立高等技術専門学校規則の一部を改正する規則

一 県立高等技術専門学校の訓練科及び訓練生定員の変更(第二条 関係)

1 次の訓練科を新設することとした。

専門校の名称		訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間
米子高等技術専門学校		普通課程	総合建設科	一〇人	一年
		職業転換課程	総合建設科	一〇人	一年

2 次の訓練科を廃止することとした。

◇鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

一 次のとおり県営土地改良事業につき受益者から徴収する各年

二 この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。

米子高等技術専門学校	普通課程	自動車整備科	訓練課程		訓練生定員
			現行	改正後	
倉吉高等技術専門学校	職業転換課程	OA事務科	訓練課程		訓練生定員
			現行	改正後	
米子高等技術専門学校	普通課程	自動車整備科	訓練課程		訓練生定員
			現行	改正後	

3 次のとおり訓練生定員を変更することとした。

米子高等技術専門学校	職業転換課程	建築科	建築科	自動車整備科	訓練課程	訓練科

度に分担金の額を改めることとした。

事業名	改正後	改正前	各年度に分担金の額	
			改正後	改正前
イ 一般 かんが い排水 事業 (1) ため池 又は排水 施設に係 る事業 の合算額	工事費の百分の十に相当する額及び事務費の百分の十五に相当する額の合算額	工事費の百分の十に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額	かん がん排 水事業	(一) かん がん排 水事業
	工事費の百分の十五に相当する額及び事務費の百分の十五に相当する額の合算額	工事費の百分の二十五に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額		
ロ 土地改良施設整備 備事業	工事費の百分の十五に相当する額及び事務費の百分の十五に相当する額の合算額	工事費の百分の二十五に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額	(二) 畑地帯総合土地改良事業	(二) 畑地帯総合土地改良事業
	工事費の百分の十五に相当する額及び事務費の百分の十五に相当する額の合算額	工事費の百分の二十五に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額		

四 土地改良 事業 合整備 事業		(三) ほ場整備事業 成ほ場 秩序形 地利用 及び土 備事業 知事の特 認める地 域におい て行う事 業	
		イ 一般 (1) 振興山 村、過疎 地域又は 知事の特 認める地 域におい て行う事 業	ロ 農村活性化土地 利用高度化事業
ロ イ以外の事業	イ 振興山村、過疎 地域、急傾斜地帯 又は特別排水不良 地域において行 う 事業	工事費の百分の 十五に相当する額 及び事務費の百分 の十五に相当する 額の合算額	工事費及び事務 費のうち国から交 付を受ける補助金 の額を除いた額の 二分の一に相当す る額
工事費の百分の 十七・五に相当す る額及び事務費の 百分の十五に相当 する額の合算額	工事費の百分の 十五に相当する額 及び事務費の百分 の十五に相当する 額の合算額	工事費の百分の 十七に相当する額 及び事務費の百分 の十五に相当する 額の合算額	工事費の百分の 二十七に相当する 額及び事務費の百 分の二十五に相当 する額の合算額

(六) ため池等整備事業 事業		(五) 農地開発事業 業	
		イ 小規模の老朽た め池等整備事業及 び危険ため池緊急 整備事業	ロ イ以外の事業
ハ ロ以外の地域に おいて行う大規模 の老朽ため池等整 備事業及び土砂崩 壊防止事業	ロ 緊急整備地区に おいて行う大規模 の老朽ため池等整 備事業	工事費の百分の 四に相当する額及 び事務費の百分の 十四に相当する額 の合算額	工事費の百分の 六に相当する額及 び事務費の百分の 十一に相当する額 の合算額
工事費の百分の 九に相当する額及 び事務費の百分の 十四に相当する額 の合算額	工事費の百分の 四に相当する額及 び事務費の百分の 十四に相当する額 の合算額	工事費の百分の 十・五に相当する 額及び事務費の百 分の十八に相当す る額の合算額	工事費の百分の 十七・五に相当す る額及び事務費の 百分の二十五に相 当する額の合算額

二 次に掲げる県営土地改良事業について各年度の分担金の額を次のとおり定めることとした。

業 改良事 別土地 防除特 公害 (七)	イ 振興 山村、 過疎地 域又は 知事が 特に必 要と認 める地 域にお いて行 う附帯 事業	(1) 客土事 業	(2) (1)以外 の事業
		工事費の百分の十二に相当する額並びに全体実施設計費及び事務費の百分の十に相当する額の合算額	工事費の百分の十五に相当する額並びに全体実施設計費及び事務費の百分の十五に相当する額の合算額
		工事費の百分の二十五に相当する額並びに全体実施設計費及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額	工事費の百分の二十五に相当する額並びに全体実施設計費及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額

三 各年度の分担金を徴収する県営土地改良事業から次の事業を

事業名	各年度の分担金の額
(一) かんがい排水事業のうち水田農業確立排水対策特別事業	工事費の百分の十五に相当する額及び事務費の百分の十五に相当する額の合算額
(二) ほ場整備事業のうち低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業 イ 振興山村、過疎地域又は知事が特に必要と認める地域において行う事業 ロ イ以外の事業	工事費の百分の十に相当する額及び事務費の百分の十五に相当する額の合算額 工事費の百分の十二に相当する額及び事務費の百分の十五に相当する額の合算額
(三) 土地改良総合整備事業のうち畑地かんがい推進モデルほ場設置事業 イ 支線水路、枝線水路及び末端かんがい排水施設に係る事業 ロ イ以外の事業	工事費の百分の二十五に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額 工事費の百分の十五に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額
(四) 中山間地域農村活性化総合整備事業	工事費の百分の七に相当する額及び事務費の百分の十七に相当する額の合算額

削除することとした。

(一) 基幹排水特別事業

(二) 農業用河川工作物応急対策事業

(三) 公害防除特別土地改良事業のうち農用地土壌汚染対策地域において行う事業

四 その他所要の規定の整備をすることとした。

五 この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。

◇河川法施行細則の一部を改正する規則

一 河川区域内における工業又は鉱業のための流水占用料の額を毎秒一リットルにつき一年五、三五〇円（現行五、一五〇円）に引き上げることとした。（別表関係）

二 この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。

◇道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則

一 道路において工事をしようとする者等が受けなければならない道路の使用の許可の申請等に係る手数料の額を次のとおり引き上げることとした。（第二条関係）

区 分	金額（一件につき）	
	現 行	改 正 後
許可申請手数料	二千円	二千五百円
許可証再交付手数料	五百円	六百円

二 この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十一号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

（鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正）

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則（昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則別表C十階層の項中「一三七、八三〇円」を「一四二、五三〇円」に、「一三六、八三〇円」を「一四一、五三〇円」に改め、同表D階層の項中「三、五一六、七二一円」を「三、六三九、一一二円」に、「一三八、五一〇円」を「一四三、二二〇円」に、「一三七、五一〇円」を「一四二、二二〇円」に改める。

別表十七階層の項中「三、五一六、七二〇円」を「三、六三九、一一〇円」に、「一三七、八三〇円」を「一四二、五三〇円」に、「一三六、八三〇円」を「一四一、五三〇円」に改め、同表十八階層の項中「三、五一六、七二一円」を「三、六三九、一一二円」に、「一三八、五一〇

円」を「一四三、二二〇円」に、「一三七、五一〇円」を「一四二、二二〇円」に改める。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附則別表C十階層の項中「一三七、八三〇円」を「一四二、五三〇円」に、「一三六、八三〇円」を「一四一、五三〇円」に改め、同表D階層の項中「三、五一六、七二一円」を「三、六三九、一一一円」に、「一三八、二一〇円」を「一四二、九二〇円」に、「一三七、二一〇円」を「一四一、九二〇円」に改める。

別表十七階層の項中「三、五一六、七二〇円」を「三、六三九、一一〇円」に、「一三七、八三〇円」を「一四二、五三〇円」に、「一三六、八三〇円」を「一四一、五三〇円」に改め、同表十八階層の項中「三、五一六、七二一円」を「三、六三九、一一一円」に、「一三八、二二〇円」を「一四二、九二〇円」に、「一三七、二二〇円」を「一四一、九二〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十二号

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県青少年健全育成条例施行規則(昭和五十六年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「様式第二号」を「様式第五号」に改め、同条を第四条とする。第二条中「様式第一号」を「様式第四号」に改め、同条を第三条とする。第一条の次に次の一条を加える。

(自動販売機による図書類の販売の届出等)

第二条 条例第十二条の二第一項の規定による販売の届出は、様式第一号による販売届を提出して行うものとする。

2 条例第十二条の二第二項の規定による変更の届出は、様式第二号による変更届を提出して行うものとする。

3 条例第十二条の二第二項の規定による廃止の届出は、様式第三号による廃止届を提出して行うものとする。

4 条例第十二条の二第三項の規定で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 図書類の販売を業とする者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

二 自動販売機の設置場所

三 自動販売機の設置年月日

様式第二号中「(第3添)」を「(第4添)」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第一号中「(第2添)」を「(第3添)」に改め、同様式を様式第四号とし、同様式の前に次の三様式を加える。

様式第1号(第2条関係)

職 氏 名 殿		年 月 日	
届出者 住所 氏名		ⓐ	
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
自動販売機による図書類の販売届			
下記のとおり自動販売機により図書類を販売するので、鳥取県青少年健全育成条例第12条の2第1項の規定により届け出ます。			
記			
自動販売機の設置場所	市 郡	町 村	番地
設置予定年月日	年	月	
収納図書類の種類			
ⓑ 次の書類を添付すること。 自動販売機の設置場所付近の見取図			

様式第2号(第2条関係)

職 氏 名 殿		年 月 日	
届出者 住所 氏名		ⓐ	
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
自動販売機による図書類の販売届出事項変更届			
下記のとおり自動販売機による図書類の販売届出事項を変更した(する)ので、鳥取県青少年健全育成条例第12条の2第2項の規定により届け出ます。			
記			
自動販売機の設置場所	市 郡	町 村	番地
変更事項	届出(予定)年月日	年 月 日	
変更内容	変更前		
	変更後		
ⓑ 変更事項が自動販売機の設置場所の変更であるときは、変更後の設置場所付近の見取図を添付すること。			

様式第3号 (第2条関係)

年 月 日

職 氏 名 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあつては、其たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

自動車販売機による図書類の販売の廃止届

下記のとおり自動車販売機による図書類の販売を廃止したので、鳥取県青少年健全育成条例第12条の2第2項の規定により届け出ます。

記

自動車販売機の設置場所	市 町 村 番地
廃止年月日	年 月 日

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十三号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則(昭和五十年三月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十三条第一項の療養の給付又は同法第二十二條第一項の療養給付の項金額の欄中「及び」を「又は」に改め、同表に次のように加える。

自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の規定による損害賠償の対象となる療養の給付等(健康保険法(大正十一年法律第七十号)その他の法律の規定による療養の給付等を受ける場合を除く。)

十五円に健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表第一診療報酬点数表(甲)又は別表第二歯科診療報酬点数表(老人保健法による医療(医療費の支給を除く。))の給付を受けるものにあつては、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準別表第一老人診療報酬点数表(甲)又は別表第二老人歯科診療報酬点数表)による点数を乗じて算定した額

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十四号

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則
鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表の第三条第一号から第五号までに掲げる事業の項中「三千万円（第二条第三号に掲げる者については五千万円、知事が特に必要と認める者については一億円）」を「五千万円（知事が特に必要と認める者については一億円）」に改め、同表の第三条第八号に掲げる事業の項中「三千万円（第二条第三号に掲げる者については、四千万円）」を「五千万円」に改め、同表の第三条第九号に掲げる事業の項中「五千万円（第二条第三号に掲げる者については、七千万円）」を「七千万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の規定により貸し付けている資金に係る貸付け

の条件については、なお従前の例による。

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十五号

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則
鳥取県立高等技術専門校規則（昭和四十五年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

鳥取県立 倉吉高等 技術専門 校	専 門 校 の 名 称		職 業 訓 練 の 種 類		訓 練 課 程		訓 練 科		訓 練 生 定 員		訓 練 期 間	
	能力再開 発訓練	養成訓練	普通課程	専修訓練 課程	職業転換 課程	訓練課程	訓 練 科	訓 練 生 定 員	訓 練 生 定 員	訓 練 期 間	訓 練 期 間	
			普通課程	専修訓練 課程	職業転換 課程	訓練課程	建築科	10人	10人	1年	1年	
			自動車整備科 土木測量科				建築科	10人	10人	1年	1年	
			土木測量科				建築科	10人	10人	1年	1年	
			土木測量科				建築科	10人	10人	1年	1年	

鳥取県立 米子高等 技術専門 校	
能力再開 発訓練	養成訓練
職業転換 課程	普通課程
服飾ビジネス科 総合建設科	自動車整備科 OA事務科 総合建設科
二〇人 一〇人	四〇人 二〇人 一〇人
一年	一年 二年 一年

附 則
この規則は、平成四年四月一日から施行する。

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十六号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する
規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和四十五年三月鳥
取県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

	<p>県営土地改良事業</p> <p>一 かんがい排水事業 イ 一般かんがい排水事業 (1) ため池又は排水施設に係る事業 (2) (1)以外の事業</p> <p>ロ 水田農業確立排水対策特別事業</p> <p>ハ 土地改良施設整備事業</p>	<p>各年度の分担金の額</p> <p>工事費の百分の十に相当する額及び事務費の百分の十五に相当する額の合算額</p> <p>工事費の百分の十五に相当する額及び事務費の百分の十五に相当する額の合算額</p> <p>工事費の百分の十五に相当する額及び事務費の百分の十五に相当する額の合算額</p> <p>工事費の百分の十五に相当する額及び事務費の百分の十五に相当する額の合算額</p>
<p>二 畑地帯総合土地改良事業</p>	<p>イ 一般ほ場整備事業及び土地利用秩序形成ほ場整備事業</p>	<p>工事費の百分の十五に相当する額及び事務費の百分の十五に相当する額の合算額</p>
<p>三 ほ場整備事業</p>	<p>(1) 振興山村、過疎地域又は知事が特に必要と認め</p>	<p>工事費の百分の十五に相当する額及び事務費の百分の十五に相当する額の合算額</p>

<p>四 土地改良総合整備事業 イ 一般</p> <p>(1) 振興山村、過疎地域、急傾斜地帯又は特別排水不良地域において行う事業</p> <p>(2) (1)以外の事業</p>	<p>ハ 低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業</p> <p>(1) 振興山村、過疎地域又は知事が特に必要と認められる地域において行う事業</p> <p>(2) (1)以外の事業</p>	<p>額</p> <p>工事費の百分の十五に相当する額及び事務費の百分の十五に相当する額の合算額</p> <p>額</p> <p>工事費の百分の十七・五に相当する額及び事務費の百分の十五に相当する額の合算額</p>	<p>額</p> <p>工事費の百分の十七に相当する額及び事務費の百分の十五に相当する額の合算額</p> <p>額</p> <p>工事費の百分の十五に相当する額及び事務費の百分の十五に相当する額の合算額</p>
<p>七 ため池等整備事業</p> <p>イ 小規模の老朽ため池等整備事業及び危険ため池緊急整備事業</p> <p>ロ 緊急整備地区において行</p>	<p>六 農地開発事業</p> <p>イ 附帯土地改良工事を併せて行う事業</p> <p>ロ イ以外の事業</p>	<p>額</p> <p>工事費の百分の六に相当する額及び事務費の百分の十一に相当する額の合算額</p> <p>額</p> <p>工事費の百分の四に相当する額及び事</p>	<p>額</p> <p>工事費の年度別負担割合に相当する額から百分の七に相当する額を控除した額及び事務費の百分の十八に相当する額の合算額</p> <p>額</p> <p>工事費の百分の十・五に相当する額及び事務費の百分の十八に相当する額の合算額</p>
<p>五 中山間地域農村活性化総合整備事業</p>	<p>ロ 畑地かんがい推進モデルほ場設置事業</p> <p>(1) 支線水路、枝線水路及び末端かんがい排水施設に係る事業</p> <p>(2) (1)以外の事業</p>	<p>額</p> <p>工事費の百分の七に相当する額及び事務費の百分の十七に相当する額の合算額</p>	<p>額</p> <p>工事費の百分の二十五に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額</p> <p>額</p> <p>工事費の百分の十五に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額</p>

<p>う大規模の老朽ため池等整備事業</p> <p>ハ ロ以外の地域において行う大規模の老朽ため池等整備事業及び土砂崩壊防止事業</p>	<p>務費の百分の十四に相当する額の合算額</p> <p>工事費の百分の九に相当する額及び事務費の百分の十四に相当する額の合算額</p>
<p>八 公害防除特別土地改良事業</p> <p>イ 振興山村、過疎地域又は知事が特に必要と認める地域において行う附帯事業</p> <p>(1) 客土事業</p> <p>(2) (1)以外の事業</p>	<p>工事費の百分の十に相当する額並びに全体実施設計費及び事務費の合算額の百分の十に相当する額の合算額</p> <p>工事費の百分の十五に相当する額並びに全体実施設計費及び事務費の合算額の百分の十五に相当する額の合算額</p>
<p>ロ イ以外の地域において行う附帯事業</p> <p>(1) 客土事業</p> <p>(2) (1)以外の事業</p>	<p>工事費の百分の十二に相当する額並びに全体実施設計費及び事務費の合算額の百分の十に相当する額の合算額</p> <p>工事費の百分の十七に相当する額並びに全体実施設計費及び事務費の合算額の百分の十五に相当する額の合算額</p>

備考

- 1 この表において、「振興山村」とは山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村をいい、「過疎地域」とは過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。
- 2 この表において、「急傾斜地帯」とは受益地内の平均傾斜度が十五度以上の地域（水田地帯を除く。）又は旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第三百十五号）第三条の規定により指定された地域をいい、「特別排水不良地域」とは当該地域内の農地面積に占める排水不良農地の面積の割合がおおむね十割の地域をいう。
- 3 この表において、「附帯土地改良工事」とは農地開発事業において、農用地の造成と併せて行う土地の区画形質の変更の工事その他農用地の改良又は保全のために必要な工事をいい、「年度別負担割合」とは附帯土地改良工事を併せて行う農地開発事業について、国から交付を受ける補助金の額を勘案して百分の十七・五から百分の二十五までの範囲内で知事が年度ごとに定める割合をいう。
- 4 この表において、「緊急整備地区」とは老朽ため池等整備事業において人命、人家、公共施設等に影響を及ぼす災害の発生する恐れのある地区であつて知事が別に定めるものをいう。
- 5 この表において、「附帯事業」とは農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）第三条第一項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域等において行う公害防除特別土地改良事業と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ

妥当な事業をいう。
別表第二、別表第三及び別表第四中「土地改良総合整備事業（一般）」を「土地改良総合整備事業」に改める。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十七号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則（昭和四十年八月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表工業又は鉱業のための流水占用の項中「五、一五〇円」を「五、三五〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十八号

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則（昭和三十五年十二月鳥取県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二千円」を「二千五百円」に改め、同条第二号中「五百円」を「六百円」に改める。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

鳥取県公安委員会規則第五号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則(昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第三号を次のように改める。

三 暴力団対策に関すること。

第十条の三中第二号を削り、第三号を第二号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第十三条第三号中「警護」を「警衛及び警護」に改める。

第二十条の二を第二十条の三とし、第二十条の次に次の一条を加える。

(暴力団対策室)

第二十条の二 捜査第二課に、暴力団対策室を附置する。

2 暴力団対策室の位置は、鳥取市とする。

3 暴力団対策室に室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、暴力団対策室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。